

令和4年4月 令和4年度第1回始良市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月28日(木) 午後1時00分～
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員(18人) 農地利用最適化推進委員(10人)

【農業委員】

1番:小長野 誠 2番:坂元 廣幸 3番:本村 正一 4番:福森 徳昭
5番:牧野田 隆平 6番:杉尾 敏憲 7番:市藺 由美子 8番:白尾 親昭
9番:今村 逸子 10番:野元 幸雄 11番:堂前 澄男 12番:西 泰行
13番:川島 兼次 14番:内飩 達也 15番:平 富士夫 16番:岩元 律子
17番:松元 信道 18番:夏田 恒 19番:米迫 慎二
欠席委員 4番:福森委員

【農地利用最適化推進委員】

1番:内村 幸雄 2番:宇都 和義 3番:扇藺 弘行 4番:柚木 利雄
5番:大重 孝司 6番:上福元 克己 7番:松永 政文 8番:松元 健一
9番:池端 隆志 10番:新屋敷 幸一 11番:中村 政芳 12番:柳迫 勝美
欠席委員 6番:上福元委員 8番:松元委員

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第5号 農地利用目的変更願について
8. 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)について
9. 農地あっせんの経過報告
10. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
11. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 ・ 事務局長補佐兼農地係長 ・ 農地係主査 ・ 農地係主事 ・
振興係長 ・ 振興係主任主査 ・ 農政課課長補佐兼加治木農林水産係長 ・
農政課課長補佐兼始良農林水産係長

事務局長	令和4年4月 令和4年度第1回始良市農業委員会総会議事録
議 長	姿勢を正してください。一同礼。 ただいまから、令和4年度 第1回 始良市農業委員会 総会を開会いたします。 出席農業委員は、19名中、18名 で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。 なお、本日は、4番、農業委員が欠席であります。 ——— 会務報告 ———
議 長 事務局	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。 〔事務局の資料による説明〕 ——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議 長	議事日程に 入ります。 日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、17番 ○○農業委員、18番 ○○農業委員に、お願いいたします。 ——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議 長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の○○事務局長補佐兼農地係長と○○振興係長を、指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事

	参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室・着席していただきます。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしく願いいたします。 ——— 日程第3 議案第1号（68件） ———
議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。 1番から68番までについて、事務局からの説明を求めます。
事務局	議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、説明いたします。 公告日は4月30日、契約の始期は、5月1日を、それぞれ予定しています。 契約件数につきましては、1年間で3件、2年間で1件、3年間で18件、4年間で2件、5年間で33件、9年間で1件、10年間で10件、合計で68件、102,747㎡となっております。 内容につきましては、総会資料の2ページから13ページにありますので、ご確認ください。
議 長	それでは、まず、1番から65番までについて、一括して質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から65番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から65番までについては、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第1号、66番から68番までについては、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 66番と67番の関係者、16番 ○○委員の退席をお願いします。
委員	（委員退席）
議長	それでは、66番と67番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、66番と67番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、66番と67番については、原案のとおり決定いたしました。 ○○委員は、着席してください。
委員	（委員着席）
議長	次に、68番の関係者、10番 ○○委員の退席をお願いします。

委員	(委員退席)
議長	それでは、68番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、68番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、68番については、原案のとおり決定いたしました。〇〇委員は、着席してください。
委員	(委員着席)
	———— 日程第4 議案第2号(8件) ————
議長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から8番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、まず、1番について説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町西別府の畑が2筆、面積が〇〇で、売買による所有権移転です。以上で1番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、5番〇〇委員に、調査の結果並び

		に補足説明をお願いします。
	委 員	はい、5番、農業委員です。令和4年4月17日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 農作業機械についても問題なく、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長		次に、2番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、2番について説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町小山田の畑が2筆、面積が〇〇で、売買による所有権移転です。以上で2番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、2番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい、2番、農業委員です。令和4年4月15日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 認定農業者で、菊とハウスでトマトを植えております。新型コロナの影響で、花の売れ行きが悪く、親子で将来の農業経営の話をした結果、現地を購入し、梅酒用の梅を植えるとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長		次に、3番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、3番について説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人は2名で、〇〇の分は、申請地、西餅田〇〇で、〇〇の分は、申請地、西餅田〇〇で、合計で畑が2筆、合計面積が〇〇で、売買による所有権移転です。以上で3番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、17番 〇〇委員に、調査の結果

	並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、17番、農業委員です。令和4年4月16日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 申請人は市職員であります。幼少の頃から両親と、米づくり、稲作を行い、自作地を含めて、米と麦をつくっております。今回、実家の隣接農地であり、実家の倉庫には、トラクター、耕運機、コンバイン、乾燥機等、一式揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番について説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、上名の畑が1筆、面積が〇〇で、贈与による所有権移転です。以上で4番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、11番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11番、農業委員です。令和4年4月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 所有者の弟、〇〇さんが県外にいるため、耕作できず、〇〇さんに譲るとのことでした。農作業機械については、トラクター1台、田植え機2台、バインダー1台、畦切1台、払い機3台、噴霧器2台であり、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、5番について説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町米丸の田が1筆、畑が3筆で、面積の合計が〇〇で、売買による所有権移転です。以上で5番の説明を終

議 長	わります。 ただいまの説明に関連して、6番 ○○委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、6番、農業委員です。令和4年4月18日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 水田、34aを耕作し、機械は、軽トラック、草刈機を持ち、トラクター、コンバイン作業は、借りて行っています。申請地の田んぼは、昨年までは、他の人が耕作しておりましたが、問題はありません。畑のほうは、角に柿があり、ほとんどが荒れた状態ですが、耕して野菜などを栽培するとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、6番について説明いたします。譲受人○○、譲渡人○○、申請地は、蒲生町北の田が1筆、面積が○○で、売買による所有権移転です。以上で6番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、10番 ○○委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、10番、農業委員です。令和4年4月16日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 労働力は本人で、作業機械等は、トラクター大、中それぞれ1台、軽トラ、モア、反転機であり、昨年、認定農業者になり、農業新聞も取っていただき、年金にも加入していただきました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、7番について説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の田が1筆、面積が〇〇で、売買による所有権移転です。なお、申請地は、令和〇年〇月の総会で、5条の山林転用申請があり、否決となったもので、その後、3条申請で、農地として利用しようとするものです。以上で7番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、13番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、13番、農業委員です。令和4年4月15日、譲受人と現地にて、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 申請地は、〇〇から北西へ200mの位置です。耕作面積につきましては、稲作が7.8反、野菜が0.7反の、兼業農家です。田植えと収穫については、認定農家の〇〇さんから応援をもらっています。〇〇さんは、トラクター2台、コンバイン1台、草刈機3台、軽トラ1台、ユニック車3トン1台、田植え機1台所有しています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、8番について説明いたします。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町上久徳の田が1筆、面積が〇〇で、売買による所有権移転です。以上で8番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、13番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、13番、農業委員です。令和4年4月15日、譲受人と現地にて、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 申請地は、〇〇から南西へ160mの位置です。耕作面積につきましては、稲作が7.8反、野菜が0.7反の、兼業農家で

議 長	す。田植えと収穫については、認定農家の〇〇さんから応援をもらっています。〇〇さんは、トラクター２台、コンバイン１台、草刈機３台、軽トラ１台、ユニック車３トン１台、田植え機１台所有しています。当申請は、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。 これより、議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての１番から８番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての１番から８番までについては、農地法第３条 第２項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての１番から８番までについては、原案のとおり決定いたしました。
	———— 日程第５ 議案第３号（３件） ————
議 長	次に、日程第５、議案第３号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。１番から３番について、説明をお願いします。まず、１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第３号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。 総会資料は、１７ページ

	でございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。 1番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は東餅田の一筆で、〇〇㎡です。農地区分は、第3種農地で、転用目的は月極駐車場、参考資料の9ページに始末書が添付されています。現在、すでに駐車場として転用がなされています。追認での、農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、13番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、13番、農業委員です。調査、報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約40mの位置です。被害防除現状としましては、東が市道、西が畑、南が4条申請地、北が宅地です。申請実現の可能性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は東餅田の一筆で、〇〇㎡です。1番の隣接地となっております。農地区分は、第3種農地で、転用目的は月極駐車場、こちらのほうも、参考資料の9ページに始末書が添付されています。現在、すでに駐車場として、転用がなされています。追認での、農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、13番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、13番、農業委員です。調査、報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約40mの位置です。被害防除現状としましては、東が市道、西が畑、南が畑、北が4条申請地です。申請実現の可能性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は平松の一筆で、〇〇㎡です。農地区分は、第2種農地で、転用目的は一般住宅です。山林と一体利用となっております。以上で、説明をおわります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9番、推進委員です。調査、報告いたします。農地区分は、第2種農地ではありますが、その他農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地であります。被害防除現状としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が一体利用地です。申請実現の可能性としましては、自己資金及び融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それではお諮りいたします。 議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 3 番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 3 番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ——— 日程第 6 議案第 4 号(1 2 件) ———
議 長	次に、日程第 6、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番から 1 2 番について、説明をお願いします。まず、1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、1 8 ページから 2 3 ページでございます。今月の申請件数につきましては、1 2 件となっております。 1 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、土地の所在は、平松の 1 筆で、面積は、〇〇㎡となっております。所有権移転であり、農地区分は、第 3 種農地です。転用目的は、家庭菜園です。申請地は、譲渡人自宅に隣接し、すでに家庭菜園として利用しておりますが、今回、親族間で、名義変更を行いたいとの相談があり、家庭菜園での転用となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1 1 番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、11番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約400mの位置です。被害防除現況としましては、東西南北、宅地です。申請実現の可能性としましては、以前から家庭菜園として利用している為、確実であります。条件および特記事項は。特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、土地の所在は、平松の1筆で、面積は、〇〇㎡となっております。所有権移転であり、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、駐車場です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、11番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約270mの位置です。被害防除現況としましては、東が河川、西が県道、南が県道、北が河川です。申請実現の可能性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は。特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、土地の所在は、平松の9筆で、面積は、〇〇㎡となっております。

	おります。所有権移転であり、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。6区画の宅地造成です。隣接の土地と一体利用としまして、〇〇㎡となっております。都市計画区域内で、1,000㎡を超えるため、土地の利用協議も並行でおこなっているとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、12番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、12番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地と私道、西が宅地と市道、南が宅地、北が畑です。申請実現の可能性としましては、自己資金証明もあり、确实であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、土地の所在は、三拾町の1筆で、面積は、〇〇㎡となっております。農地区分は、第2種農地です。転用目的は、通路です。申請地の隣接地に住宅を建てるためです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、14番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、14番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約250mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が

	宅地、南が宅地、北が農業用倉庫です。申請実現の可能性としましては、すでに農業用倉庫への通路として利用されており、確実であります。条件および特記事項は。特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、5番について、事務局の説明を求めます。 5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、土地の所在は、蒲生町北の1筆で、面積は、〇〇㎡となっております。所有権移転であり、農地区分は、第1種農地です。転用目的は、一般住宅です。県の農業会議ネットワーク会議での、意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員7番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、7番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約260mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が農道、南が通路、北が宅地です。申請実現の可能性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は。特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、6番について、事務局の説明を求めます。 6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳の1筆で、面積は、〇〇㎡

議 長	となっております。所有権移転であり、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、山林です。お孫さんに譲受で、譲渡人は東京都に在住し、クヌギを植林し、管理するとのことです。以上で説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員7番 ○○委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、7番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、○○から、南東に、約370mの位置です。被害防除現況としましては、東が原田内科、西が山林、南が山林、北が畑の休耕地です。申請実現の可能性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は。特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は○○、譲渡人は○○、土地の所在は、平松の1筆で、面積は、○○㎡となっております。所有権移転であり、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅と貸倉庫、貸資材置場、譲受人が経営している会社の倉庫と資材置場、自己の住宅を建築したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番 ○○委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、○○から、東に、約100mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が市道、南が市道、北が私道です。申請

	実現の可能性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は。特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、土地の所在は、平松の1筆で、面積は、〇〇㎡となっております。所有権移転であり、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、1区画の宅地造成駐です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地です。被害防除現況としましては、東が水路、西が宅地、南が市道、北が水路です。申請実現の可能性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は。特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、土地の所在は、鍋倉の3筆で、面積は、〇〇㎡となっております。所有権移転であり、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、建築条件付売買予定地、5区画の宅地造成を行いたいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、14番 〇〇委員に、調査の結果

	並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、１４番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第２種農地であります。その他農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約２８０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が田と市道、西が田と市道、南が田、北が田と市道です。申請実現の可能性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は。特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、１０番について、事務局の説明を求めます。
事務局	１０番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、土地の所在は、平松の１筆で、面積は、〇〇㎡となっております。所有権移転であり、農地区分は、第３種農地です。転用目的は、一般住宅です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、１２番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、１２番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約５０ｍの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地と畑、北が市道です。申請実現の可能性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は。特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、１１番について、事務局の説明を求めます。

事務局	11番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳の1筆で、面積は、〇〇㎡となっております。所有権移転であり、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、駐車場です。譲受人が経営している美容室及び、テナントの駐車場として、利用したいとのことです。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、13番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、13番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道と雑種地、西が田、南が雑種地、北が県道です。申請実現の可能性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は。特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、12番について、事務局の説明を求めます。
事務局	12番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、土地の所在は、加治木町木田の3筆で、面積は、〇〇㎡となっております。所有権移転であり、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、貸事業所です。譲渡人が取締役をしている株式会社のほうに、賃貸をしたいとのことです。こちらの案件は、先月の総会時の案件として、申請を一度、受け付けており、現地調査まで行っていたのですが、相続の手続きが間に合わないとのことで取り下げになった案件です。参考資料の58ページと60ページをご覧ください。60ページには、木田1176-9の田が残っております。本来、ここを含めての転用申請でしたが、こちらの1筆が、相続手続きで時間を要することから、この筆を外して、転用の申請がなされたところです。残る田の用排水

	路の確保と通路の確保を計画に入れ込んだなかでの申請となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、8番 ○○委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、8番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、○○から、南に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が農道、西が田と雑種地、南が市道、北が水路です。申請実現の可能性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は。特にありません。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から12番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	はい、17番、農業委員です。確認ですが、1番に関しては、名義変更の為に、家庭菜園であったところを5条で転用し、また家庭菜園にとのことですが、農地法では、家庭菜園は農地に該当するのではないのでしょうか。名義変更をする為に、宅地に変更すれば、農地が手に入ると言われるのでは。農地法との関係は、どのようになっていますか。
事務局	家庭菜園についてですが、宅地に隣接した小規模の農地を、家庭菜園とよんでおります。この件につきまして、最高裁では、家庭菜園は農地ではない、との判例もございます。ただし、家庭菜園に関しましては、どこでも家庭菜園となると困りますので、宅地、自宅に接した農地であることと、しております。
議 長	17番農業委員 よろしいでしょうか。

委 員	農地の場合もあり得るとの事で、今回の場合、名義変更をする際に、家庭菜園との事ですね。
事務局	はい。
議 長	他に、ございませんか。それではお諮りいたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から12番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から12番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、5番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
議 長	——— 日程第7 議案第5号(2件) ———
議 長	次に、日程第7、議案第5号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は、24ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。 1番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇です。土地の所在は、鍋倉の1筆で、面積は、〇〇㎡となっております。農地区分は、第1種農地です。土を入れて、畑として利用したいとのことです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、14番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、14番、農業委員です。申請地の位置は、〇〇から、東に270mの位置です。被害防除現況としましては、東が5条申請地、西が宅地、南が市道と5条申請地、北が宅地です。申請地の水はけが悪いので、盛土をして、畑にするので、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇です。土地の所在は、加治木町小山田の1筆で、面積は、〇〇㎡のうち、〇〇㎡となっております。農用地区域内となっております。変更後の使用目的は、苗置場として利用したいとのことです。なお、この案件は、〇〇委員の議事参与案件となっておりますので、よろしくお願いします。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、2番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、2番、農業委員です。農地区分は、農用地区域内農地であります。申請地の位置は、〇〇から、北東に550mの位置です。被害防除現況としましては、東が農業用施設用地、西が田、南が水路、北が田です。申請実現の確実性につきましては、苗置場として使用する為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議長	それでは、1番と2番について、質疑に入ります。なお、2番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まず、ただいまの事務局からの1番の説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。

委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第5号 農地の利用目的変更願についての、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第5号、農地の利用目的変更願についての、1番については、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第5号、農地の利用目的変更願の、2番についての質疑、採決に関しましては、議事参与制限により、2番の関係者、農業委員16番 ○○委員の退席をお願いします。
委員	(委員退席)
議長	それでは、2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第5号、農地の利用目的変更願についての、2番については、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、案第5号、農地の利用目的変更願についての、2番については、原案のとおり決定いたしました。 ○○委員は、着席してください。

委 員	(委員着席)
議長	ここで、休憩に入ります。
議長	議事を再開いたします。
	——— 日程第 8 議案第 6 号(1 件) ———
議長	次に、日程第 8、議案第 6 号、農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)について、議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 6 号、農業振興地域整備計画の変更につきまして、ご説明いたします。総会資料は、25 ページでございます。今月の申請件数につきましては、用途区分変更が 1 件となっております。 1 番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、変更区分は、用途区分変更、土地の所在地は、加治木町小山田の畑、〇〇㎡となっております。現在の区分は農地ですが、農業用施設用地への、用途区分変更の申請となっております。今回、用途区分の変更を農政課のほうでおこないまして、用途区分申請が通り次第、あらためて、農地法第 4 条を申請し、牛舎を建てられるとのことですので。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、16 番 〇〇委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、16 番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置は、市来原公民館から南東に、約 220m の位置です。被害防除現況としましては、東が農道、西が市道、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性につきましては、牛舎を建築し、農業用施設用地に用途区分変更するもので、確実であります。特記事項としまして、周辺の方々の承諾を得ていることを確認いたしました。総合意見として、現地調査員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わり

議 長	ます。 これより、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての、1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。 ——— 日程第9 ———
議 長	次に、日程第9、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	農地あっせんの経過報告をいたします。今月は○番○○さんの、田の売り渡し希望と、○番○○さんの、田の売り渡し希望と、あっせんを行う予定でしたが、申出人の都合で、携帯電話をスマートフォンに、まだ変えていないとか、まだ、スマートフォンの使い方がわからない、とありましたので、それが解決次第、行う予定です。それと、○ページの○番、○○さんですが、○月で利用権を設定されましたので、完了とします。以上で事務局の報告を終わります。

議 長	委員のみなさまから、何か報告等ございませんか。
委 員	〔委員からの報告 有・無〕
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ———— 日程第 10 ————
議 長	次に、日程第 10、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。
事務局	それでは、農地利用集積計画（貸借）の、合意解約の報告をいたします。4月分は、7件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（4月分）を、ご確認ください。以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ———— 日程第 11 ————
議 長	次に、日程第 11、その他ですが、何かございませんか。
委 員	4番、推進委員です。利用料を払っていない方がいるのですが、事務局に伝え、事務局から言ってもらったほうがよいのですね。
事務局	推進委員の方、個人で言われてもよいです。活動実績1日になります。事務局に伝えていただければ、もちろん、事務局で対応

	いたします。
議 長	他に、何かございませんか。
事務局	互助会報告
委 員	農業委員会活動普及・啓発グループ 報告
	農業者年金・農業新聞購読加入推進グループ 報告
	人・農地プラン検討グループ 担い手等への農地の集積・集約化班 報告
	人・農地プラン検討グループ 新規就農者班 報告
	遊休農地対策グループ 報告
議 長	他にありませんか。それでは、以上をもちまして、令和4年度、第1回始良市農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____